

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第8号

平成22年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月21日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者職務代理者

佐倉市八街市酒々井町消防組合副管理者 蕨 和 雄

1. 期 日 平成22年12月28日(火)午後3時00分開議
2. 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成22年12月28日

○現在議員12名で次のとおり

1番	藤	崎	良	次
2番	岡	村	芳	樹
3番	檀	谷	正	彦
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	山	本	邦	男
7番	小	澤	定	明
8番	古	川	宏	史
9番	福	田		守
10番	内	海	和	雄
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

平成22年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成22年12月28日(火曜日)午後3時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第3号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 行政報告
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 議案第1号から議案第3号の上程、説明
7. 議案第1号の質疑、討論、採決
8. 議案第2号の質疑、討論、採決
9. 議案第3号の質疑、討論、採決
10. 一般質問
11. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	藤	崎	良	次
2番	岡	村	芳	樹
3番	檀	谷	正	彦
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
7番	小	澤	定	明
8番	古	川	宏	史
9番	福	田		守
10番	内	海	和	雄
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員（1名）

6番	山	本	邦	男
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	山	本	信	博
消 防 長	鈴	木	義	信
次 長	岡	田	文	夫
消防本部参事兼 総務課長	今	井	定	男
消防本部参事兼 企画課長	鈴	木	昭	三
予 防 課 長	斉	藤	知	久
査察調査課長	滝	口	喜	代松
消防本部参事兼 警 防 課 長	篠	田	啓	一
通信指令課長	豊	田	光	弘
佐倉消防署長	杉	原		芳
志津消防署長	麻	生		修
八街消防署長	岩	瀬	孝	行

酒 々 井 今 井 秀 夫
消 防 署 長

○議会議務局出席職員氏名

書 記 大 島 立 美
書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告

(午後 3時00分)

○議長(檀谷正彦君) ただいまの出席議員は1名であります。議員定数の半数以上に達しております。したがって、平成22年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

諸般の報告

○議長(檀谷正彦君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より定期監査結果報告書及び例月出納検査結果報告書の提出がありました。それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

行政報告

○議長(檀谷正彦君) 続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長、鈴木義信君。

(消防長 鈴木義信君登壇)

○消防長(鈴木義信君) 消防長の鈴木義信でございます。ご了承いただきまして、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事につきまして報告をさせていただきます。

改修工事の内容につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て庁舎を、3階から上部をワイヤーソーを使用して切断、自重を軽減し、また車庫及び2階の壁を補強することによりまして、現行基準に適合した補強工事を実施いたします。なお、撤去後の延べ面積は975.04坪米となります。

工事の進捗状況につきましては、撤去工事が完了し、11月18日に中間検査を行いました。

現在、1階車庫及び2階廊下の壁、柱等の補強工事及び屋根の柱の設置工事を行っております。平成23年1月上旬に屋根を設置する予定でございます。また、本改修工事では、補強工事とあわせ、事務室のOAフロア化、仮眠室の個室化、女性職員用の宿直スペースの確保、着装室及び救急消毒室の設置を行います。事務室のOAフロア化につきましては、情報機器を利用した行政事務の増加に伴い、パソコン及びデジタル複合機等を使用しておりますことから、配線を床下に敷設いたします。仮眠室につきましては、個室化することにより職員のプライバシーを確保し、また女性職員が宿直勤務できるスペースを確保するため、女性専用の仮眠室、浴室及びトイレを設置いたします。このことによりまして、佐倉消防署及び臼井出張所を含め3署所に女性職員を配置することが可能となります。救急消毒室につきましては、佐倉消防署、臼井出張所、志津南出張所、八街消防署及び酒々井消防署に救急消毒室を設置しておりますが、救急救命士制度が施行され、当消防組合におきましても、救急自動

車を初め救急資機材を充実させ、あらゆる救急活動に対応できる体制を整備してまいりました。救急活動において生じた廃棄物による２次感染の防止、救急資機材の消毒、洗浄等を適切に行うために救急消毒室を設置いたします。その他、着装室を設置し職員の勤務環境の改善及び充実を図り、平成23年2月末の工事完了を予定しております。

外構工事につきましては、一般競争入札を実施した結果、11月26日に大昌建設株式会社と請負契約を締結いたしました。工事の内容につきましては、庁舎周囲の舗装、フェンス等の補修工事を予定しております。

平成23年3月にすべての工事を完了し、4月からは、現在佐倉消防署で勤務している角来出張所職員を配置し、出張所として運用を開始する予定でございます。

以上で佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事について報告を終わらせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（檀谷正彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号12番、宮野孝雄君、議席番号1番、藤崎良次君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（檀谷正彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議案第1号から議案第3号の上程、説明

○議長（檀谷正彦君） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君。

(管理者 蕨 和雄君登壇)

○管理者(蕨 和雄君) 本日ここに平成 22 年 12 月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらずご出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

また、去る 11 月 28 日に行われました八街市長の選挙におきまして、北村新司氏が市民の期待を担ってめでたくご当選の栄を得られたことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。

今後とも消防行政の充実のために、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、私こと、このたび八街市長並びに酒々井町長からご推挙をいただきまして、12 月 2 日付をもちまして管理者として就任することになりました。まことに身に余る光栄と存じます。甚だ微力ではございますが、今後とも社会情勢の変化に対応した消防力の充実強化に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましては何とぞご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、これに伴い当消防組規約第 8 条第 3 項の規定により、当消防組合会計管理者に佐倉市会計管理者山本信博氏が就任し、当消防組合の出納事務も佐倉市の会計室においてとり行うことになりましたので、あわせてお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがなく、平成 22 年 11 月 30 日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、金融機関の指定について、議会を招集するいとまがなく、平成 22 年 12 月 2 日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第 3 号 平成 22 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 719 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,189 万 4,000 円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は、分担金及び負担金で、長期償還分担金を減額し、繰入金を増額するものでございます。

歳出の補正は、消防費のうち常備消防費で需用費及び備品購入費を、庁舎建設費で備品購入費を増額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正につきましては、来年度新規採用職員の防火衣の購入につきまして設定を行うものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、廃棄物処理業務委託及び消防庁舎清掃業務委託につき

まして設定を行うものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（檀谷正彦君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、岡田文夫君。

○次長（岡田文夫君） 次長の岡田文夫でございます。提案理由の細部説明をいたします。

まず初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明をさせていただきます。

平成22年8月10日人事院勧告及び10月7日の千葉県人事委員会勧告があったことを踏まえ、当消防組合職員の本年度及び平成23年度に係る給与について国及び千葉県に準じた所要の改正を行うため、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないので、専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当及び勤勉手当に係る支給率を、本年の12月期に支給するものにあつては、期末手当を1.5月から1.35月に、勤勉手当を0.7月から0.65月に、合わせて0.2月引き下げ、来年度以降に支給する期末手当については6月期が1.25月から1.225月に、12月期が1.35月から1.375月に、来年度以降に支給する勤勉手当については0.65月から0.675月に、支給率を平成22年度と同率とし、給料表の給料月額につきましては民間企業との格差に見合うよう初任給を中心とした若年層を除き、国に準じた改正を行い、給料表の2級から8級までを平均で0.08%の引き下げを行いました。

また、給料表の減額改正が行われたことに伴い、現給保障受給職員の給料月額についての0.17%を減じた額が12月以降にその職員が受ける給料月額とするよう規定をいたしました。

さらに、50歳代後半層の職員の給与抑制措置として55歳を超える職員について給料、地域手当、期末手当、勤勉手当、退職者の給与等の支給額を当分の間10分の1.5を減額するよう規定いたしました。

なお、改正条例施行期日は平成22年12月1日からとし、来年度の6月期以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給率につきましては、平成23年4月1日からの施行といたしております。

また、改正附則第2項の特例措置に係る減額調整につきましては、4月から11月までの期間の減額調整分を本年12月期の期末手当の額において調整を行いました。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明をさせていただきます。

金融機関の変更の理由につきましては、平成22年12月27日付で構成市町長の互選によりまして佐倉市長が消防組合管理者に就任されましたので、佐倉市八街市酒々井町消防組合規約第8条第3項の規定により平成22年12月27日から佐倉市会計室に出納事務をお願いすることとなりましたので、株式会社千葉銀行佐倉支店での公金の出納、支払いの事務をお願いするものでございます。

なお、平成 22 年 12 月 26 日までは八街市会計課において出納事務をお願いしておりましたので、株式会社千葉銀行八街支店が指定の金融機関でございました。

以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 3 号 平成 22 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算の細部につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 条にありますとおり歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ 719 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 1,189 万 4,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして 4 ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をしてみたいと思います。

1 の歳入でございますが、1 款分担金及び負担金の補正内容につきましては、1 項分担金、2 目長期償還分担金で、補正前の額 3 億 559 万 1,000 円で、209 万 4,000 円を減額し、3 億 349 万 7,000 円といたそうとするものでございます。構成市町別の内訳といたしましては、佐倉市が 128 万 5,000 円の減額、八街市が 58 万 8,000 円の減額、酒々井町が 22 万 1,000 円の減額でございます。

減額の理由につきましては、平成 22 年度組合債借入分利子確定によるものでございます。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金につきましては、補正前の額 1 億 291 万 3,000 円で、928 万 9,000 円を増額し、1 億 1,220 万 2,000 円といたそうとするものでございます。増額の理由につきましては、財政調整基金の繰り入れを行い、補正の財源といたそうとするものでございます。

以上が歳入についてでございます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。2 の歳出でございますが、3 款消防費、1 項消防費、1 目の常備消防費につきまして、補正前の額が 3 億 6,027 万 4,000 円で、528 万 2,000 円を増額し、補正後の額が 3 億 6,555 万 6,000 円といたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、1 節需用費は修繕料 223 万 5,000 円、被服費 203 万 9,000 円を増額しようとするものでございますが、内容につきましては、修繕料につきまして施設関係の修理に伴う経費を計上し、被服費につきましては、来年度新規採用者用被服及び新救急隊員用被服の購入を行おうとするものでございます。

1 節備品購入費は 100 万 8,000 円を増額しようとするものでございます。内容につきましては、来年度新規採用者用防火衣の購入を行うものでございます。

なお、この事業につきましては本年度中に事業の完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものです。

続きまして、3 目庁舎建設費でございますが、補正前の額 2,958 万 1,000 円で 400 万 7,000 円を増額し、3,358 万 8,000 円といたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、18節備品購入費で佐倉消防署角来出張所に配置する救急消毒室用の警
防用備品 17万 2,000円及び庁用備品 22万 5,000円の購入を行うものでございます。

4 款公債費、1 項公債費、2 目利子につきましては、補正前の額 5,480万 9,000円で、209万 4,000円
を減額し、5,27万 5,000円といたそうとするものでございます。減額いたします内容でございますが、
平成 2 年度組合債借入分利子確定によるものでございます。

以上が歳出の説明でございました。

6 ページをお開きいただきたいと思います。次に、債務負担行為補正でございますが、平成 23 年 4
月から開始いたします廃棄物処理業務委託、限度額 140万円及び消防庁舎清掃業務委託、限度額 26万
8,000円につきまして債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上で提案理由の説明の細部説明を終わらせていただきます。

議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤崎良次議員。

○1 番（藤崎良次君） ちょっとお聞きしますが、人事院勧告と千葉県的人事委員会勧告の中で、減
額の分でたしかコンマ 2 % だったですが、異なる勧告が出たと思えますが、この理由については何か、
どういうことであるか調べていますでしょうか。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。ただいまの藤崎議員のご質問でございま
すが、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1 番（藤崎良次君） 国の人事院と千葉県の人事委員会の勧告の相違というのはどのような点で、
どんな相違があったか、これについては何か議会で話すことはあるでしょうか。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。特にございません。

○議長（檀谷正彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第3号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決を

いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本議会に付議されました案件は終了いたしました。

一般質問

○議長(檀谷正彦君) 日程第4、一般質問を行います。

議席番号2番、岡村芳樹君の質問を許します。

議席番号2番、岡村芳樹君。

(2番 岡村芳樹君登壇)

○2番(岡村芳樹君) 議席2番、岡村芳樹です。通告に従い順次質問します。

1、救急医療体制の拡充に向けた諸課題について3点ほど伺います。

まず、医療機関収容時間の諸問題について伺います。

12月4日付の千葉日報に掲載された記事によりますと、通報を受けてから救急車で患者を搬送、医療機関に収容するまでにかかった時間は、2009年で、千葉は41.4分とありました。当消防組合の状況について、全国や千葉県と比較してどうなのか。病院手配等の実態と今後の課題について伺います。

以前も取り上げましたが、都道府県に救急搬送受け入れの実施基準の策定等地域ルールづくりを義務づけた改正消防法が平成2年10月に施行されました。その後、県の取り組み状況はどうなのか伺います。

2つ目に、ドクターカーについて伺います。現在全国的にドクターヘリの配備が進み、救急救命率の向上とともに、市民の安心安全確保に貢献しているところです。千葉県では、全国に先駆け日本医科大北総病院と君津中央病院に計2基配備され、格段に安心安全の救急医療体制が充実しました。今後の課題は、夜間や悪天候の際に離発着ができないという致命的な課題があります。これらの課題を補完するものとして期待するのがドクターカーです。実際に導入されている地域ではかなりの効果が報告されています。この印旛圏域ではラピッドカーと呼ばれるものが本年日医北総病院に設置されたと聞きます。現在ドクターカー及びラピッドカーの配備状況と出動実績、さらに今後の課題について伺います。

3点目に、消防救急無線の広域化及び共同運用について伺います。先月当組合議会で静岡県沼津市消防本部への行政視察がありました。これは当組合が平成25年4月からの運用を予定している消防救急無線の広域化、共同化及び指令業務の共同運用に向けて先進地の視察を行ったものです。私も参加させていただきました。この沼津市消防本部の共同指令センターの運用では、複数の市町から数名ず

つが勤務していました。今より広域で共同運用する際、消防と救急の通報から出動、そして現場到着までの時間、さらに救急はさきに述べた病院搬送時間等への不安があります。そこで消防救急無線の広域化、共同化及び指令業務の共同運用のメリットと課題について伺います。

2、住宅用火災警報器の設置について伺います。当消防組合では、平成17年7月に火災予防条例を改正し、既存住宅に対して住宅用火災警報器を設置するよう義務化を図ってきたと聞きました。国の示した目標では来年、平成23年6月までに住宅に住宅用火災警報器を設置しなければならないとしています。まず、現在の設置状況と未設置の主な理由等について伺います。

現在地域福祉計画の策定がそれぞれ各自治体に義務づけられています。今後よりよい地域福祉を充実させるためには行政と民間機関、そして市民との連携共同による施策が重要です。一例を申し上げますと、私の住む佐倉市では既に地域福祉計画の策定がされ、ちょうど更新期を迎えております。この計画をもとに地区社会福祉協議会の福祉委員等を構成員とした民間グループによる地域のお助け隊など見守りを含めた生活支援の取り組みも盛んになってまいりました。地域福祉計画に盛り込むことなどが必要になってくると思います。

そこで、まだ設置がされていない家庭へ具体的な設置に向けた取り組みとして、構成市町の福祉部門との連携についてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3、50ミリホースの導入について伺います。

まず、消防組合の配置計画についてですが、50ミリホースは操作性、機動性、安全性の観点から火災による防ぎよ上大変有効であり、来年、23年度より導入すると聞きました。具体的な配備計画について伺います。

次に、消防団との連携対策について伺います。災害現場での役割分担は違うと思いますが、今後消防団にも同様に導入整備を図っていく必要があると考えます。各地域の消防団への対応等行政の担当部局との連携について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。岡村芳樹議員のご質問にお答えをいたします。

まず、救急医療体制の拡充に向けた諸課題についてお答えいたします。

医療機関収容時間の諸課題についてでございますが、平成2年中の消防白書によりますと、通報を受けてから医療機関へ収容するまでの時間は、平成20年中と比較いたしますと全国平均が1.1分長くなり36.1分、千葉県平均が0.7分長くなり41.4分となっており、東京都の51.8分に次いで全国2番目に時間を要している状況でございます。

当消防組合におきましても1分長くなり、41.3分となっており、千葉県平均とほぼ同様となっております。

また、平成2年中の当消防組合における病院手配等の実態につきましては、医療機関への傷病者収容依頼回数が1回で決定した事案は出動件数9,347件のうち7,196件で77%、2回までに決定した事案が8,352件で89.3%、3回までに決定した事案が8,892件で95.1%となっており、5回までに決定した事案が9,253件で99%となっております。

消防組合では、救急出動時に病院手配が困難な場合に「千葉救急医療ネット」を利用しております。このシステムは、登録医療機関の患者受け入れ可能科目、空床数及び手術の可否等の応需情報を提供しておりますが、医療機関によっては情報の変更登録が行われていなかったり、登録内容に過ちがある場合があるため、消防組合といたしましては、今後適正な情報の提供を県に要望をしております。

なお、平成2年10月30日に改正消防法が施行され、傷病者の症状等に対応できる医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するため、都道府県は「傷病者の搬送及び受け入れの実施基準」を定めるとともに、当該実施基準を検討する協議会の設置が義務づけられ、現在千葉県におきましても「傷病者の搬送及び受け入れの実施基準」の平成23年度運用開始を目途とし協議、検討しているところでございます。

当消防組合といたしましては、今後制定されます「千葉県・傷病者の搬送及び受け入れの実施基準」を踏まえ、さらなる医療機関との連携の強化を図り、迅速かつ適切な救急搬送の確立を図ってまいります。

次に、ドクターカーについてでございますが、現在千葉県内でドクターカーの運用を行っておりますのは船橋市の1市のみでございます。なお、ドクターカー以外では、日本医科大学千葉北総病院が千葉県ドクターヘリ事業を補完する目的で、平成22年6月7日から「ラピッドカー」を運用しておりますが、当面ドライバーの従属率等の関係から毎週「月・水・金・土」のドクターヘリ運航終了時から午後9時までの「曜日及び時間限定」で運行をしております。

「ラピッドカー」につきましては、搬送機能を有しませんが、救急車とのドッキングポイントにおきまして、医師が救急車内に同乗し、診療を行いながら搬送することから、重篤傷病者の救命効果の向上に貢献しており、当消防組合管内におきましても4件の出動実績がございます。

今後印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会等と連携を図りながら、ドクターヘリの運航不可能な時間をすべて補完すべく、「ラピッドカー」の運用日数及び運用時間の拡大について日本医科大学千葉北総病院へ要望をしております。

次に、消防救急無線の広域化及び消防指令業務共同運用についてでございますが、共同指令センターにつきましては、県域を北西部及び北東部・南部ブロックの2つに分け、平成25年4月1日運用開始を目途とし協議等を行っております。

共同指令センターでは、構成消防本部内の災害発生状況が一元的に把握できるというメリットを生かし、傷病者の救命に不可欠であると判断できる事案が発生した消防本部の管内に出動可能車両がない場合、事前承認に基づく応援出動といたしまして、隣接消防本部の救急隊を出動させることができ

るよう検討が進められております。

なお、出勤に関しましては、市町村消防の原則の範囲内におきまして、応援消防本部の負担を軽減し、応援体制が具体的な住民サービスの向上につながること、また各地域のメディカルコントロール協議会で行っている救急業務の高度化及び救命率の向上への取り組みと整合がとれること等に配慮した計画を作成することが今後の課題となっております。

次に、住宅用火災警報器の設置についてお答えいたします。

設置状況及び未設置の主な理由についてでございますが、住宅用火災警報器の設置率につきましては、平成2年6月を基準とし、直近の2回のアンケート調査をもとにした総務省消防庁の結果によりますと、全国の推計普及率は58.4%で、千葉県内の消防本部を単位とする県内の普及率の平均は60.7%でございました。当消防組合管内の推計普及率は66.6%で、全国及び県内の普及率を上回っております。

住宅用火災警報器の未設置の主な理由につきましては、当消防組合のアンケート調査の結果、取りつけが面倒、高価、平成20年6月からの義務化を知らない、その他とする理由でございました。

なお、千葉県が独自で調査いたしました結果につきましても同じような理由でございました。

今後、これらの理由を打開できるよう奏功事例を活用した広報活動を推進してまいります。

次に、構成市町の福祉担当との連携を含めた今後の対策についてでございますが、当消防組合では住宅用火災警報器の設置普及を推進するため、住宅用火災警報器の設置済みシール及びオリジナルチラシの配布並びにパネルの掲示等の啓蒙普及活動を行ってまいりました。

しかし、今後高齢化社会を迎え、老人世帯やひとり暮らしの世帯の増加が見込まれており、福祉担当部局との協力、連携体制は必要不可欠と考えられますので、構成市町の地域福祉計画等への反映など、一歩踏み込んだ構成市町の福祉担当部局との連携を図ってまいります。

次に、50ミリメートルホースの導入についてお答えします。

消防組合の配置計画についてでございますが、50ミリメートルホースにつきましては、消防隊員への負担軽減及び機動性並びに中高層建物においての水損防止等を踏まえまして、平成23年度中にすべての署所へ10本ずつ配備し、火災現場の直近へ部署する第1小隊車両へ積載して新型ガンタイプノズルとあわせて火点側で使用することを計画しております。

なお、今後多種多様化する災害へ対応するため、平成24年度中にすべての車両に配備できるよう計画的に整備してまいります。

次に、消防団との連携対策についてでございますが、火災防ぎょ活動におきまして消防団は、安全管理面等を踏まえまして基本的に水利部署及び中継送水等を担当していただくこととなります。このため、より多量な消火水を確保するため65ミリメートルホースを使用することとなります。

しかし、消防署隊が現場引き揚げ後、消防団は火災現場の警戒活動に当たることとなり、消防署隊と同様に火点側のホースにつきましては団員への負担軽減及び機動性等から50ミリメートルホースが

有効と考えます。

今後 50ミリメートルホースの配備が進みますよう構成市町消防団担当部局と協議してまいります。

以上で答弁を終わりにさせていただきます。

○議長（檀谷正彦君） 岡村君。

○2 番（岡村芳樹君） 議席 2 番、岡村芳樹でございます。自席から 1 点目の救急医療体制の拡充に向けた諸課題についてでございますが、せっかく災害現場に早く着いても、搬送先が決まらずに時間がかかるといのもいかなものかという状況がやはり問題となっております。救急搬送時の、先ほどもありましたが、医療照会ネットの検索システム、これにつきましては医療機関の検索データそのものがやはり最新の状態になっていないとやはりミスマッチになってしまうということで、特に医療機関の側で入力するような項目、診療科目や勤務医、ベッド数、そういったものについてはきちっとやはり最新の状態でミスなく入力されているものをやはり活用するということが前提だろうと思しますので、今後、先ほどラピッドカーについても要望していくということでございますけれども、ぜひ医師、ドライバー確保の問題、これはやはり県のほうも、今後県の地域ルールをつくった救急搬送受け入れの実施基準の策定等がされるようですので、こういった諸課題が改善されるような形でこういったルールづくりに盛り込んでいけるよう強く、やはりこの印旛圏域のMC協議会とも連携しながら、積極的なやはり訴えをお願いしたいと思います。

この辺、熱意を聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。岡村議員のご質問にお答えいたします。

当消防組合としても印旛MC、それから県医療整備課等に的確に要望して、その業務の遂行に努力していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 続きまして、議席番号 1 番、藤崎良次君の質問を許します。

藤崎良次君。

（1 番 藤崎良次君登壇）

○1 番（藤崎良次君） 議席 1 番、藤崎良次です。一般質問を行います。

まず最初に、火災による損害についてお聞きします。当消防組合一般における火災の損害状況を聞きます。消防年報にも出ておりますが、基本的な数字をお聞きして、基本的な今後の取り組みについてお聞きする、こういうことです。

まず最初に、全国平均、それから千葉県平均、そして当組合の平均、これとの比較について聞きます。火災に関する調査では、消防組織法第 40 条に基づいて市町村が都道府県を通じて消防庁長官に火災に関する統計、情報を報告することが求められています。その報告の具体的な手順や方法について聞きます。救急事故、それから災害救助事故、これについての救助報告、これについても聞きます。

次に、火災の損害における調査では、前項の調査に基づいて統計されるものと思いますが、全国平均、千葉県平均、当組合平均の比較について、最近の5年程度についてお聞きします。

前項比較における差が発生すると思いますが、この発生原因をどのようにとらえているか、これについてもお聞きします。

次に、当消防組合内の各地域間の比較、これについて聞きます。当組合内の各地域火災損害額について聞きます。

次に、これらの平均火災損害額、これについてもお聞きします。

そして、各地域差の発生原因を当消防組合ではどのように把握しているか、これについて聞きます。

それから、最近の損害の傾向について、これについて質問します。社会の変化とともに火災の傾向も変化していくことが考えられ、損害の状況も変わると思います。損害額の傾向について答弁をお願いします。

次に、その変化の理由についても答弁をお願いします。

それらにより消防組合ではどのように対処しているのかについて聞きます。

次に、大きな項目の2番目ですが、自殺について聞きます。毎年のニュースにおいて自殺者が3万人を超えていることが報道されています。自殺については大変に残念な思いがいたします。そこで当消防組合で把握している自殺関係についての内容について質問するわけですが、まず放火自殺の方法とその各比率について聞きます。私の調べた関係資料によりますと、放火自殺者は年間、多い年で500名、それからさらに多いときで800名ぐらいにもなっております。火災による死因から見ますと、最大、いわゆる火を放つことによる自殺は火災による死者の40%にも達している。多いときで40%にも達している、そのような状況です。その方法とその比率について答弁をお願いします。

これに関する消防庁長官に対する報告はどのように行っているかについても聞きます。

さらに、これに関する統計資料はどのように作成され、現在どのように公表されているのか、これについても聞きます。

具体的なことになりますが、放火自殺をするには灯油やガソリンが必要とされているわけですが、それに対する予防対策をどのようにしているのか聞きます。

次に、放火自殺の原因についてですが、消防にとって放火自殺対策は、先ほど被害の比率についても述べましたが、非常に重要なものになっています。それゆえその情報や原因を把握する必要があります。どのように、またどの程度把握して、その結果はどういうことが言われているか答弁をお願いします。

この自殺については、どこの国でも、宗教的な理由などもあって事実を把握しにくい状態になっているように思います。その原因や方法などの把握が防止につながるとは思いますが、これについて今後の取り組み方法について答弁をお願いします。

次に、自殺と救急も含む消防組合のかかわりについて。消防組合に連絡が入った場合の具体的な対

応、どのようにしているかお聞きします。

それから、放火自殺以外の自殺について、その発生件数、その方法などについてどういう状態になっているか聞きます。

そして、救急出動の国への報告はどのようにしているのか。これは前にもちょっと触れましたが、これについても聞きます。

そして、最後の項目になりますが、自殺対策について。自殺対策基本法ができておりますけれども、当消防組合の役目について、無論予防も含めてお聞きするわけです。具体的な消防組合のこれについての取り組み姿勢がどのようであったかお聞きします。

それから、今後の取り組み方法についてはどういうふう考えているかお聞きします。

そして、市民への啓発、これをどのようにしようとしているのか質問します。

以上です。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。藤崎良次議員のご質問にお答えいたします。

最初に、火災による損害についてお答えいたします。火災報告等の具体的な手順及び方法についてであります。火災報告につきましては、発生日時、種別、程度、損害額、死傷者、出火原因等個人情報を含まない内容などを、救急報告につきましては、当消防組合の救急体制や資格別消防職員数、出動件数、搬送人員などを、救助報告につきましては、救助体制、救助隊が搭乗する車両調べ、火災時における救助活動件数などをオンラインシステムで総務省消防庁へ報告しております。

過去5年の火災による平均損害額につきましては、全国の1件当たりの損害額は212万2,000円、千葉県1件当たりの損害額は23万2,000円、当消防組合の1件当たりの損害額は156万円となっております。

全国、千葉県、当消防組合の1件当たりの火災の損害額の差の発生原因につきましては、火災1件当たりの損害額は火災規模により大きく変わりますことから、当消防組合の損害額が少なかったのは、複数棟が燃えるなどの大規模火災の割合が少なかったと考えられます。

次に、当消防組合管内の各地域との比較についてでございますが、平成2年中の当消防組合の火災による損害額は1億5,647万円であります。これを構成市町別に見ますと、佐倉市が1億2,038万3,000円で全体の76.9%、八街市が3,097万1,000円で19.8%、酒々井町が51万6,000円で3.3%となっております。

また、構成市町別1件当たりの損害額につきましては、佐倉市が197万4,000円、八街市が129万1,000円、酒々井町が73万1,000円となっております。

各地域差の発生原因につきましては、佐倉市は建物火災が多く発生し、八街市及び酒々井町につきましては、比較的建物火災が少なかったことによるものと考えられます。

次に、損害の最近の傾向についてでございますが、過去5年間の全国における火災の損害額につきましては、平成17年に1,300億9,860万5,000円でありましたものが徐々に減少し、平成2年には93億2,447万7,000円となりました。

千葉県につきましては、平成17年に93億3,870万5,000円でありましたものが、平成2年には45億9,134万円とおおむね半減しております。

当消防組合につきましても、平成17年に2億3,166万4,000円でありましたものが、平成2年には1億5,647万円と減少しております。

損害額の変化の理由につきましては、火災の発生件数が全国、千葉県及び当消防組合とも減少傾向にあり、損害額についても同様に減少したものと考えます。

当消防組合の今後の対処といたしましては、火災予防週間中の車両広報、自治会等の防火指導、対象物の消防訓練、立入検査時の指導及び住宅用火災警報器の設置の促進などの火災予防広報について、今後も引き続き進めてまいります。

次に、自殺についてお答えします。

放火自殺の方法と各比率についてでございますが、平成2年中における全国の放火自殺者数は57名ですが、その方法等につきましては把握できておりません。

当消防組合の過去5年間を見ますと、放火自殺による火災が7件発生し、死者数は7名となっております。また、放火自殺の方法につきましては、すべて灯油やガソリンをかぶりライター等により火をつけたものでございます。

消防庁長官に対する報告につきましては、オンラインシステムにより放火自殺者数について報告しておりますが、自殺の原因については報告項目がございません。

放火自殺の統計資料につきましては、各消防本部から報告されたデータを総務省消防庁において集計し、放火自殺者数のみを公表しております。

放火自殺の予防対策につきましては、灯油やガソリンは、消防法第1条に基づき市町村長の許可を受けた給油取扱所または一般取扱所において販売されております。事業主は、販売する上で使用目的について問うことはありませんので、消防組合といたしましては、顧客が容器により購入に来た場合には、消防法に定められた運搬容器に限り小分け販売するよう事業主に周知しております。

次に、放火自殺の原因についてでございますが、消防の行う火災原因調査につきましては、火災となった原因を調査するものであるため、自殺に至った経緯につきましては把握できておりません。

また、警察庁及び厚生労働省のホームページにおきましても放火自殺の原因につきましては公表されておきませんが、警察庁の「自殺の概要」によりますと、自殺の原因・動機といたしましては、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題等の順となっております。

放火自殺に対する今後の取り組みにつきましては、放火自殺の方法等を公表することにより、同種の火災が増大するおそれがあると予想されるため、今後も特別な対策をとる予定はございません。

次に、自殺と消防組合のかかわりについてでございますが、消防組合における自殺事案の対応につきましては、119番通報の内容によりまして出動区分が異なります。放火による自殺の場合は火災出動により、硫化水素自殺や列車への飛び込み自殺などにつきましては救助出動により対応しております。すべての自殺事案に救急隊が出動しております。

なお、平成2年度中の消防組合管内における自殺事案、救急事故種別でいう「自損行為」に係る救急活動状況につきましては、出場件数160件、搬送人員109人、不搬送件数5件となっております。

出動件数160件の主な概要につきましては、薬物等による中毒が57件で36%、刃物等による自傷が35件で22%、縊頸によるものが34件で21%となっております。

搬送人員109人の傷病程度につきましては、死亡が7人で6%、重症が23人で21%、中等症が41人で38%、軽症が38人で35%となっております。

また、不搬送件数5件の不搬送理由につきましては、現場で死亡が確認された事案が46件、傷病者本人が搬送を拒否したものが5件となっております。

次に、自殺対策基本法と消防組合の役目でございますが、自殺対策に対する消防組合の取り組みといたしましては、平成2年1月27日に印旛健康福祉センターが開催いたしました「平成2年度自殺対策地区連絡会」に消防本部警防課の担当職員を出向させ、関係機関等における自殺対策取り組み状況と課題、今後の対策につきまして意見交換を実施しております。

消防組合といたしましては、今後とも印旛健康福祉センターを初め、自殺対策に係る関係機関等への情報提供を行うとともに、連携を図ってまいります。

市民等への啓発等について、特に実施しておりません。

以上で答弁を終わりにさせていただきます。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 1番、藤崎です。火災の損害の最近の傾向について関連してちょっとお聞きします。

幾つかの火災予防対策をしてくれているようですが、いろんな消防本部で、いろんな火災予防対策をしていると思います。それについて、例えばある消防本部ではこういうことをして、こういうよい傾向が見られたとか、どういう効果があったとか、そういうような意見交換をして、それぞれの消防本部同士がよい結果を、また他の本部が利用できるように、そういうようなことは行っているのでしょうか。

それと自殺対策基本法に関して、一番最後のところですが、市民への啓発等については特に実施していないということです。また、その前に自殺に対することについては、それをまねする人もいるので、それを安易に広報することは難しいというふうに考えているということで、それは十分理由があることだとは思いますが、市民への啓発については、例えば本人もそうですが、その家族や近い人もこういうことに対する傾向についていろいろ知ることは重要ではないかと思うわけですが、それはま

ねをして、そういうことをする人がふえては無論困るわけですが、その辺注意をしながら啓発するというようなことを、何とか工夫をしていくべきだと思いますが、その具体的な取り組みについて、すぐそれが考え至らないということもあると思いますが、その研究をしていかなければいけないと思うのですが、その研究への取り組み方法などについてお聞きします。

○議長（檀谷正彦君） 査察調査課長。

○査察調査課長（滝口喜代松君） 査察調査課長の滝口喜代松でございます。藤崎議員の質問にお答えします。

まず初めに、1点目の防火対策の取り組みについて、他市町村との協力についてでございますが、情報交換はしております。

次に、2点目の放火自殺の公表に関して説明いたします。火災要因の公表をすることは、類似火災の予防に作用することは理解しておりますが、しかし放火自殺の方法等を公表することは必ずしもこの抑止力になるのではなく、硫化水素並びに練炭自殺、これらはいずれもネット上にこの方法を掲載され、全国で同類の自殺が現在も続いております。放火自殺がこのように連鎖発生するおそれがあるため、消防としてはかえって公表することは予定しておりません。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。藤崎議員からの具体的な研究、取り組みについての研究ということでございますが、今後構成市町の福祉部局とちょっと話をさせていただくことで理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 先ほど他の消防本部との情報交換をやっているということでしたが、もうちょっと具体的に、どのような形でやっているか、また今後の課題などもあったらお願いします。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。ただいまの藤崎議員からの具体的な方法ということでございますが、当消防本部では調査分析室というのがございます。そういうものを他市町村の消防本部に提供することによって、火災の原因等を共有することによりまして、また火災調査研究会等を実施して、他の消防本部からもおいでいただき、一緒に研究会等を具体的に行っております。

以上でございます。

閉会の宣告

○議長（檀谷正彦君） 以上をもちまして、平成22年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

を閉会いたします。

(午後 4時14分)